

# 稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～令和3年度の運用状況について～

稲 城 市

## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（令和3年度）      | 1  |
| 1 介護支援ボランティア制度の具体的内容                | 1  |
| 2 基本方針                              | 1  |
| 3 管理機関                              | 3  |
| 4 介護支援ボランティア受入機関等                   | 3  |
| 5 介護支援ボランティア活動実績の把握                 | 4  |
| 6 評価ポイント                            | 4  |
| 7 評価ポイント転換交付金                       | 5  |
| 8 市民への制度周知方法                        | 5  |
| 9 令和3年度実施に際してのスケジュール                | 7  |
| 10 令和2年度決算額、令和3年度決算額及び<br>令和4年度予算額  | 7  |
| 第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（令和3年度）        | 9  |
| 1 介護支援ボランティア登録者数の状況                 | 9  |
| 2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者     | 9  |
| 3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況               | 10 |
| 第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査（令和3年度） | 12 |
| 1 調査目的                              | 12 |
| 2 調査方法等                             | 12 |
| 3 調査結果                              | 13 |
| 第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会         | 17 |
| 1 意見交換会の開催目的                        | 17 |
| 2 受入機関会に向けたアンケート調査                  | 17 |
| 3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第            | 24 |
| 4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録           | 25 |
| 第5章 介護予防効果の検証                       | 28 |
| 1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果 | 28 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 参考資料                             | 30 |
| ・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱            | 31 |
| ・ 健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳（令和3年度版） | 40 |
| ・ 介護支援ボランティア制度視察受入状況             | 48 |

## 第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（令和3年度）

### 1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

### 2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

#### 基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（令和3年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

| (1)                    | 制度根拠  | ・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項<br>・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記1(2)イ（ウ）<br>・稲城市介護保険条例（平成12年条例第8号）第15条の6<br>・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱（平成19年7月9日市長決裁）   |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
|------------------------|---|--|----|----|------------|---------------------|------------------------|----------------------|------------|------------|----------|-----------------|-------|----------------------------------|--|--------|--|---|--|--------------------------|
| (2)                    | 介護支援ボランティア                                    | 稲城市の介護保険第1号被保険者であり、管理機関へ登録を行った者  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| (3)                    | 介護支援ボランティア活動                                  | 市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動<br><table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業）</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶等の運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動<br/>（例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等）</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他<br/>（例－高齢者世帯のゴミ出し等）</td></tr></tbody></table> | 事業 | 活動 | ① 介護保険対象施設 | ① レクリエーション等の指導、参加支援 | ② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業） | ② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助 | ③ ふれあいセンター | ③ 喫茶等の運営補助 | ④ 高齢者会食会 | ④ 散歩、外出、館内移動の補助 | ⑤ その他 | ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い |  | ⑥ 話し相手 |  | ⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動<br>（例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等） |  | ⑧ その他<br>（例－高齢者世帯のゴミ出し等） |
| 事業                     | 活動  |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| ① 介護保険対象施設             | ① レクリエーション等の指導、参加支援                           |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| ② 市が委託する地域支援事業（介護予防事業） | ② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助                          |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| ③ ふれあいセンター             | ③ 喫茶等の運営補助                                    |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| ④ 高齢者会食会               | ④ 散歩、外出、館内移動の補助                               |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| ⑤ その他                  | ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い              |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
|                        | ⑥ 話し相手  |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
|                        | ⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動<br>（例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等） |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
|                        | ⑧ その他<br>（例－高齢者世帯のゴミ出し等）                      |  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| (4)                    | 活動実績の把握                                       | 介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。   |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| (5)                    | 評価ポイントの付与                                     | 介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。   |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| (6)                    | 評価ポイント転換交付金                                   | 介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。<br>交付額は、年度内で最大 5,000 円。  |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |
| (7)                    | その他   | 介護保険料の未納又は滞納がある場合、評価ポイント転換交付金は交付しない。   |    |    |            |                     |                        |                      |            |            |          |                 |       |                                  |  |        |  |   |  |                          |

4 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

5 施行日 平成19年9月1日

### 3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

### 4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

#### 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。</li><li>2 介護保険事業に関する活動であること。</li><li>3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。</li><li>4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。</li><li>5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。</li></ol> |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアの場合は、継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

## 5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、「株式会社よみうりランド」及び、「Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

## 6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

| 活動実績       | 付与する評価ポイント |
|------------|------------|
| 10回から19回まで | 1,000ポイント  |
| 20回から29回まで | 2,000ポイント  |
| 30回から39回まで | 3,000ポイント  |
| 40回から49回まで | 4,000ポイント  |
| 50回以上      | 5,000ポイント  |

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

## 7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

| 評価ポイント    | 介護支援ボランティア<br>評価ポイント転換交付金 |
|-----------|---------------------------|
| 1,000ポイント | 1,000円                    |
| 2,000ポイント | 2,000円                    |
| 3,000ポイント | 3,000円                    |
| 4,000ポイント | 4,000円                    |
| 5,000ポイント | 5,000円                    |

## 8 市民への制度周知方法

市民が65歳になった際及び65歳以上の者が市へ転入した際に、介護保険料納入通知書と共に介護支援ボランティア周知チラシを同封している。また、いなぎ社協だより「ふれあい通信」（令和3年3月号）により、市民へ制度の周知を行った。



## 「介護支援ボランティア」 ポイント交換手続きの ご案内



高齢者施設などでボランティア活動を行い、活動スタンプをためるとスタンプ数に応じて最大5千円の交付金が受けられます。

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで介護支援ボランティアとして活動された方は、介護支援ボランティア手帳（オレンジ色）に押印された活動スタンプを評価ポイントに交換する手続きを行ってください（活動スタンプが10個未満は対象外）。また交付金を希望されない方は手続きの必要はありません。

3月中も活動をする場合は、すべての活動が終わった時点で早めに手続きをしてください。

## いなぎ社協だより

令和4年2月20日

### 手続き方法

▽受付開始日 3月1日(火)から(土・

日曜、祝日を除く。)

### ▽会場

①福祉センター2階 ボランティア

アセンター 午前9時～午後5時

②エイトピア工房（平尾1-19-1

1 複合施設ふれんど平尾内）午前

10時～午後3時

▽持ち物 介護支援ボランティア手

帳、交付金振込口座を確認できる

もの（通帳など）



オレンジ色の手帳をお持ちください

### ▽問い合わせ

ボランティアセンター

378-13800



## 9 令和3年度実施に際してのスケジュール

令和3年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 令和3年4月 ・ 管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））  
・ 評価ポイント付与開始
- 7月 ・ 評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月 ・ 転換交付金交付開始
- 9月 ・ よみうりランド入場券プレゼント
- 11月 ・ 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
- 令和4年3月 ・ 地域支援事業交付金精算  
（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））

## 10 令和2年度決算額、令和3年度決算額及び令和4年度予算額

令和2年度決算額 1,922,250円（管理機関への委託）

| 委託料の積算内訳                          | 金額                  |
|-----------------------------------|---------------------|
| 需用費（消耗品費）<br>事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等） | 100,523円            |
| 役務費<br>振込手数料<br>郵送料               | 157,190円<br>47,824円 |
| 使用料及び賃借料<br>パソコンリース料              | 48,474円             |
| 負担金補助及び交付金<br>転換交付金               | 1,294,000円          |
| 事務管理料                             | 198,111円            |
| 消費税・印紙税                           | 76,128円             |

令和3年度決算額 983,431円（管理機関への委託）

| 委託料の積算内訳                          | 金額                |
|-----------------------------------|-------------------|
| 需用費（消耗品費）<br>事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等） | 172,000円          |
| 役務費<br>振込手数料<br>郵送料               | 75,900円<br>4,200円 |
| 使用料及び賃借料<br>パソコンリース料              | 49,464円           |
| 負担金補助及び交付金<br>転換交付金               | 415,000円          |
| 事務管理料                             | 185,253円          |
| 消費税・印紙税                           | 81,614円           |

令和4年度予算額 1,652,016円（管理機関への委託）

| 委託料の積算内訳                          | 金額                  |
|-----------------------------------|---------------------|
| 需用費（消耗品費）<br>事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等） | 173,843円            |
| 役務費<br>振込手数料<br>郵送料               | 158,000円<br>32,200円 |
| 使用料及び賃借料<br>パソコンリース料              | 49,464円             |
| 負担金補助及び交付金<br>転換交付金               | 1,000,000円          |
| 事務管理料                             | 141,351円            |
| 消費税・印紙税                           | 97,158円             |

## 第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（令和3年度）

### 1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は917人（うち昨年度末登録者は914人、今年度新規登録者は3人、令和4年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は152人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（令和4年3月31日現在：資格喪失者152人を除く）

| 年齢区分（才） | 男性   |       | 女性   |       | 全体   |        |
|---------|------|-------|------|-------|------|--------|
|         | 人数   | 割合    | 人数   | 割合    | 人数   | 割合     |
| 65－69   | 3人   | 10.7% | 25人  | 89.3% | 28人  | 3.7%   |
| 70－74   | 14人  | 12.0% | 103人 | 88.0% | 117人 | 15.3%  |
| 75－79   | 30人  | 12.0% | 219人 | 88.0% | 249人 | 32.5%  |
| 80－84   | 45人  | 19.0% | 192人 | 81.0% | 237人 | 31.0%  |
| 85－     | 26人  | 19.4% | 108人 | 80.6% | 134人 | 17.5%  |
| 合計      | 118人 | 15.4% | 647人 | 84.6% | 765人 | 100.0% |

### 2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

令和3年度登録者917人のうち交付金申請者数

|           |      |             |
|-----------|------|-------------|
| 1,000ポイント | 45人  | 45,000ポイント  |
| 2,000ポイント | 62人  | 124,000ポイント |
| 3,000ポイント | 20人  | 60,000ポイント  |
| 4,000ポイント | 14人  | 56,000ポイント  |
| 5,000ポイント | 26人  | 130,000ポイント |
| 合計        | 167人 | 415,000ポイント |

### 3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は27団体であった。

内訳は、社会福祉法人が6団体、株式会社が13団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、その他の団体が2団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が26団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助」が15団体、「(3)喫茶等の運営補助」が12団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が18団体、「(5)模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い」が20団体、「(6)話し相手」が22団体、「(7)施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動」が17団体、「(8)その他(高齢者世帯のゴミ出し等)」が1団体であった。

介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

| 指定団体名など（全 27 団体）                           | 活動内容（※） |     |     |     |     |     |     |     |
|--|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|  | (1)     | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
| 稲城市（介護予防推進事業）                              |         |     |     |     | 対象  |     |     |     |
| 稲城市社会福祉協議会（ふれあいセンター事業）                     | 対象      |     |     |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |
| ペアウェル多摩川                                   | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| NPO法人 支え合う会みのり（高齢者会食会など）                   | 対象      | 対象  |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| ベストライフたま                                   | 対象      |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| 平尾会（ひらお苑）                                  | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| 博愛会（ハーモニー松葉）                               | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| いなぎ苑                                       | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| いなぎ正吉苑                                     | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| NPO法人 NPO ふれあい広場ポーポーの木                     | 対象      |     | 対象  |     | 対象  |     |     |     |
| デンマークイン若葉台                                 | 対象      | 対象  |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| ニチイホーム稲城                                   | 対象      |     |     |     |     | 対象  | 対象  |     |
| 稲城市赤十字奉仕団                                  | 対象      |     |     |     | 対象  |     |     |     |
| NPO法人 はじめのいっぽ                              | 対象      | 対象  |     | 対象  | 対象  | 対象  |     |     |
| アクアメイト稲城通所介護事業所                            | 対象      | 対象  |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| そんぽの家稲城矢野口                                 | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  |     | 対象  |     |     |
| NPO法人 稲城・なごみの家                             | 対象      | 対象  |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| 稲城柔道接骨師会デイサービス                             | 対象      |     |     |     |     | 対象  | 対象  |     |
| 平尾ベルの会                                     | 対象      |     | 対象  |     | 対象  |     |     |     |
| やのくち正吉苑                                    | 対象      | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| ペアウェル矢野口                                   | 対象      | 対象  |     |     | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| そんぽの家S稲城長沼                                 | 対象      |     | 対象  | 対象  |     | 対象  |     |     |
| そんぽの家S稲城                                   | 対象      |     | 対象  | 対象  |     | 対象  | 対象  |     |
| 小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼<br>グループホームみんなの家・稲城長沼 | 対象      | 対象  |     | 対象  | 対象  | 対象  | 対象  |     |
| 稲城ケアセンターそよ風                                | 対象      | 対象  |     |     | 対象  | 対象  |     |     |
| 看多機かえりえ平尾                                  | 対象      |     |     | 対象  |     | 対象  |     |     |
| コーシャハイム平尾                                  | 対象      |     |     | 対象  |     |     |     |     |

- 活動内容（※）
- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
  - (2) お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助
  - (3) 喫茶等の運営補助
  - (4) 散歩、外出、館内移動の補助
  - (5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
  - (6) 話し相手
  - (7) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動  
(例 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)
  - (8) その他（例 高齢者世帯のゴミ出し等）

## 第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査

### 1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、令和3年度の活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

### 2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア活動者
2. 調査方法 次年度手帳交付時に用紙を配布し、任意で回答を依頼
3. 調査時期 令和4年3月下旬から5月下旬
4. 回収結果 有効回収数 58枚

### 3 調査結果

1. 活動期間及び頻度について・・・3年以上の活動者が6割となっている。活動頻度に関しては、1月あたり5回未満が7割となっており、週1回もしくは2週間に1回程度の活動が中心となっている。
2. 介護支援ボランティアを知った方法について・・・5割が友人・知人からの口コミにより制度を知ることができている。
3. 介護支援ボランティア制度について・・・8割が良い制度であると評価している。
4. 健康観の変化について・・・7割の登録者が「張り合いが出てきた」、「健康になった」という良い健康観の変化を感じている。また、変わらないと回答した登録者は2割程度いる。
5. 5,000ポイント獲得者への特典について・・・よみうりランドのチケットを希望される方が約4割となった。
6. 新型コロナウイルスの影響について・・・ボランティア活動が制限されたところが多く、「楽しみが少なくなった」、「出かける機会が減って、生活にメリハリがなくなった」というご意見があがった。
7. 制度についての自由記載・・・ボランティアを通じて地域活動ができたり、友人が増えたりしたことで、今後も制度を続けてほしいというご意見が複数あがった。制度改善については、ボランティア同士の交流や広報活動に関するご意見があがった。

※アンケートの自由記載欄に関する回答は一部修正、省略して掲載しています。

【 令 和 3 年 度 活 動 分 】

介 護 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア 制 度 ア ン ケ ー ト

58枚回収

1. 介護支援ボランティアとしての活動期間および活動頻度をお教えてください。  
活動期間

|      |     |       |      |     |        |
|------|-----|-------|------|-----|--------|
| 1年未満 | 1人  | 1.7%  | 1～2年 | 3人  | 5.2%   |
| 2～3年 | 4人  | 6.9%  | 3年以上 | 39人 | 67.2%  |
| 無回答  | 11人 | 19.0% | 合計   | 58人 | 100.0% |

活動頻度（1月あたり）

|      |     |       |      |     |        |
|------|-----|-------|------|-----|--------|
| 5回未満 | 44人 | 75.9% | 5回以上 | 8人  | 13.8%  |
| 無回答  | 6人  | 10.3% | 合計   | 58人 | 100.0% |

2. 最初に介護支援ボランティアを知った方法は何ですか。（いくつでも回答可）

|               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| ① 広報・市ホームページ  | 11人 | 16.9%  |
| ② 市のチラシ       | 4人  | 6.2%   |
| ③ 友人・知人からの口コミ | 37人 | 56.9%  |
| ④ テレビ・新聞・雑誌   | 0人  | 0.0%   |
| ⑤ その他         | 10人 | 15.4%  |
| ⑥ 無回答         | 3人  | 4.6%   |
| 合計            | 65人 | 100.0% |

⑤その他（概要記載）

- ・ 社会福祉協議会やふれあいセンターから紹介を受けた
- ・ 自治会やサークル、団体の活動を通じて知った
- ・ 家族がお世話になっていた
- ・ 病院で知った



3. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。(ひとつのみ回答)

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| ① 良い制度だと思う   | 49人 | 84.5%  |
| ② 普通の制度だと思う  | 6人  | 10.3%  |
| ③ 見直しが必要だと思う | 2人  | 3.4%   |
| ④ その他        | 0人  | 0.0%   |
| ⑤ 無回答        | 1人  | 1.7%   |
| 合計           | 58人 | 100.0% |

4. (介護支援ボランティアを行われている方のみ) 介護支援ボランティアの活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)

|             |     |        |
|-------------|-----|--------|
| ① 張り合いが出てきた | 32人 | 42.1%  |
| ② 健康になった    | 22人 | 28.9%  |
| ③ 変わらない     | 17人 | 22.4%  |
| ④ 体調をくずした   | 0人  | 0.0%   |
| ⑤ その他       | 5人  | 6.6%   |
| ⑥ 無回答       | 0人  | 0.0%   |
| 合計          | 76人 | 100.0% |

⑤その他 (概要記載)

- ・友人が増えた
- ・地域の人たちとの交流が広がった
- ・ボランティアのやりがいを感じるようになった
- ・責任を持ちながら活動している

5. 5,000ポイント獲得者の特典として、東京ヴェルディツアーへの招待(～平成30年度)、よみうりランド入園券プレゼント(平成31年度～令和3年度)がありました。5,000ポイント獲得者へ今後どのような特典があると良いでしょうか。(いくつでも回答可)

|                  |     |        |
|------------------|-----|--------|
| ① 東京ヴェルディ試合観戦ツアー | 2人  | 3.2%   |
| ② よみうりランドのチケット   | 29人 | 46.8%  |
| ③ その他            | 9人  | 14.5%  |
| ④ 無回答            | 22人 | 35.5%  |
| 合計               | 62人 | 100.0% |

③その他 (概要記載)

- ・試合観戦に行くことがない
- ・市の宿泊施設の割引券や入浴施設の無料券

- ・よみうりランドの「HANA・BIYORI」の入場券
- ・よみうりランド入園券は期間をなくし1年中使用できるようにしてほしい
- ・特に不要だが、ボランティア等との交流の場があるといい

6. 新型コロナウイルスにより、介護支援ボランティアの活動にどのような影響がありましたか。また、生活や体調の変化等もありましたら、ご自由に記入ください。(概要記載)

|  |
|--|
| 活動が減り、普段の生活がだらしなくなった。利用者にも体調を崩される方が増えた。  |
| 人との接触が生きがいに深く影響していたことを実感した。にぎやかさが少しずつ戻ってきており、行事を開催できるように楽しみに待っている。                         |
| ふれあいセンターの閉鎖が長く続き、利用者にも体調の変化があったり、私たちボランティアのモチベーションも下がったりした。現在は午前中のみ開催で、今までのような活動ができないのが残念。 |
| 麻雀や手芸、絵手紙等をして利用者を集めている。老人クラブの活動後などに寄ってくださる方もいるので、元気が出る。楽しい。                                |
| 以前のような活動ができなくなり、メリハリがなくなった。とても残念だ。   |
| 時間短縮などで活動に制限がかかっているが、コロナ禍でもできることを探して充実した活動にしていきたい。   |
| 活動ができず、話し相手がいないので寂しかった。  |
| ひとり暮らしなので感染が非常に心配だった。出かけることが億劫になった。  |
| 長時間の活動がきつく感じる。飲食があると心配。  |
| できるだけ話をしないようになったため、人とのかかわりが薄くなった。外に出る機会も少なくなった。  |
| 活動が縮小され、利用者やボランティアが減り、寂しい。楽しみが失われ、刺激が少なくなった。活動を忘れそうにもなる。早く以前のような活動に戻りたい。                   |
| 活動日数が減ったため、生活が少し楽になった。家での生活が多くなったため、足が少し弱くなった。   |
| ホームにお手伝いに行っていたが、現在は活動がない。今できることに取り組んでいる。   |
| 活動を動かすためのミーティングの機会が増えた。時々ボランティア同士の話し合いの場があるといい。他のグループでどのように活動を運営しているか知りたい。                 |
| 活動が再開し、道端で会ってご挨拶することもあり、友達付き合いが多くなってきたのでよかった。  |
| 利用者に感染を広げないことに一番気を遣った。ボランティア自身も消毒をし、感染対策を徹底している。利用者の体力や筋力が低下しているのではないかと心配になる。              |

7. 介護支援ボランティア制度についてご感想・ご意見等ありましたらご自由にご記入ください。(概要記載)

|  |
|--|
| 利用者さんの喜ぶ姿が嬉しい。   |
| 高齢者が増えていくため、この先も制度を続けていってほしい。  |
| ボランティア活動へのハードルが低くなるといい。  |
| 制度の内容を十分に理解していないように感じる。  |
| 広く周知が必要。男性に利用してほしい。  |
| 仲間が欲しい人にはとても良い制度だと思うが、活動に参加できない人への対応も考えてほしい。   |
| 地域活動に参加できるので良い。  |
| 良い制度だと思う。体調面に不安があるため、自分でできることを続けていきたい。   |
| 皆さんと一緒に話ができ、新しいことを知ることができ楽しい。知り合いができ、生活に張り合いが出るようになった。                                 |
| ポイントの付け方に疑問を感じる。   |
| この制度の発足時、ボランティアは自分のための活動でもあるため、あまり賛成できなかったが、制度をきっかけにボランティア活動に参加する人が増えていたため、結果オーライだと思う。 |
| よみうりランドのチケットを特典としていただいていた。イルミネーションがとてもよかった。こういう機会がなければ行っていないので嬉しい。                     |
| ボランティアに参加し、地域のことや人に目を向ける機会が増えた。ボランティアに参加する人が多くなるとより良い。                                 |

## 第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

### 1 意見交換会の開催目的

稲城市介護支援ボランティア受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

### 2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的として、アンケート調査を実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 27 団体
2. 調査方法 メール、FAX、郵送による回収
3. 調査時期 令和3年10月から11月
4. 回収結果 有効回収数 27 団体
5. アンケート調査結果

### 介護支援ボランティアについて

問1 令和3年10月時点で介護支援ボランティアを受け入れていますか。

答1

|            |       |        |
|------------|-------|--------|
| ① 受け入れている  | 9 機関  | 33.3%  |
| ② 受け入れていない | 18 機関 | 66.7%  |
| 合計         | 27 機関 | 100.0% |

「②受け入れていない」と回答した機関のうち、令和2年3月～5月以降受け入れを停止している機関が約47%でした。

問2 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。新型コロナウイルス感染症の影響等で、受け入れなかった期間はありますか。

答2

|      |      |        |
|------|------|--------|
| ① ある | 3 機関 | 33.3%  |
| ② ない | 6 機関 | 66.7%  |
| 合計   | 9 機関 | 100.0% |

「①ある」と回答した機関で受け入れなかった期間は各機関で異なり、令和2年4月～令和3年8月までの間で受け入れなかった期間を設けていました。

問3 問2で「①ある」と回答された方にお伺いします。受け入れを再開したきっかけは何ですか。③については、誰が接種したら再開可能になったかを該当するものすべてに○をつけてください。

答3

|                           |      |        |
|---------------------------|------|--------|
| ① 感染症対策の環境が整った            | 1 機関 | 20.0%  |
| ② 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除された | 3 機関 | 60.0%  |
| ③ 新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種した  | 1 機関 | 20.0%  |
| 合計                        | 5 機関 | 100.0% |

「③新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種した」と回答された機関は、施設職員及びボランティアのワクチン接種を受け入れ再開のきっかけとしていました。

問4 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答4

|               |      |        |
|---------------|------|--------|
| ① ほぼ毎日（週5日程度） | 3 機関 | 33.3%  |
| ② 週3～4日程度     | 1 機関 | 11.1%  |
| ③ 週1～2日程度     | 3 機関 | 33.3%  |
| ④ 不定期         | 1 機関 | 11.1%  |
| ⑤ その他         | 1 機関 | 11.1%  |
| 合計            | 9 機関 | 100.0% |

問5 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。各曜日およそ何人の介護支援ボランティアの方が活動されていますか。

答5

社会福祉法人①

|    | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 午前 | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 0人  |
| 午後 | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 0人  |

社会福祉法人② 不定期

民間事業者①

|    | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 午前 | 1人  | 0人  | 0人  | 2人  | 0人  | 0人  | 0人  |
| 午後 | 1人  | 1人  | 0人  | 2人  | 2人  | 2人  | 0人  |

民間事業者②

|    | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 午前 | 1人  | 1人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  |
| 午後 | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  |

その他の団体①

|    | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 午前 | 9人  | 4人  | 7人  | 9人  | 10人 | 0人  | 0人  |
| 午後 | 9人  | 4人  | 7人  | 9人  | 10人 | 0人  | 0人  |

その他の団体②

|    | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 午前 | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 0人  | 0人  |
| 午後 | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 1人  | 0人  | 0人  |

その他の団体③

|    | 月曜日  | 火曜日  | 水曜日 | 木曜日  | 金曜日 | 土曜日  | 日曜日 |
|----|------|------|-----|------|-----|------|-----|
| 午前 | 7~9人 | 5~7人 | 0人  | 5~7人 | 0人  | 7~9人 | 0人  |
| 午後 | 7~9人 | 5~7人 | 0人  | 5~7人 | 0人  | 7~9人 | 0人  |

その他の団体④

|    | 月曜日 | 火曜日  | 水曜日 | 木曜日  | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 午前 | 0人  | 3~4人 | 0人  | 3~4人 | 0人  | 0人  | 0人  |
| 午後 | 0人  | 3~4人 | 0人  | 3~4人 | 0人  | 0人  | 0人  |

問6 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。令和3年10月時点で、受け入れしている内容は何か。該当するものすべてに○をつけてください。

答6

|                                    |      |        |
|------------------------------------|------|--------|
| ① レクリエーション等の披露、指導、参加支援             | 5機関  | 22.7%  |
| ② 配膳、下膳などの補助                       | 5機関  | 22.7%  |
| ③ 喫茶などの運営補助                        | 3機関  | 13.6%  |
| ④ 散歩、外出、館内移動の補助                    | 1機関  | 4.6%   |
| ⑤ 行事等の手伝い（模擬店、会場設営、芸能披露、利用者の移動補助等） | 1機関  | 4.6%   |
| ⑥ 話し相手                             | 1機関  | 13.6%  |
| ⑦ 洗濯物の整理                           | 0機関  | 0.0%   |
| ⑧ 草木の水やり、草刈り                       | 0機関  | 0.0%   |
| ⑨ シーツ交換の補助                         | 0機関  | 0.0%   |
| ⑩ 衣服の繕い、リフォーム                      | 0機関  | 0.0%   |
| ⑪ その他                              | 4機関  | 18.2%  |
| 合計                                 | 12機関 | 100.0% |

「⑪その他」と回答された内容には、広報誌の手伝いや掃除、手作り品の作成等で活動されている機関がありました。

問7 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。受け入れの際に、新型コロナウイルス感染症対策として実施している対策や工夫していることがあればご記入ください。

答7

- 新型コロナウイルス感染症ワクチンを2回接種済みで、稲城市在住の方と限定し、受け入れ基準を設けている。
- 手洗い・うがい・手指消毒、検温、マスクの着用、健康チェック、換気等、感染予防対策を徹底している。
- 密にならないように人数を半分程度に制限している。また、レクリエーション等を行うときは、利用者の人数にも制限を設けた。
- 3密を避けるため、公民館も借りながら活動をしている。
- 毎月発行しているお便りに体調管理や感染予防に関する記事を掲載し、情報発信に努めた。
- 食事会はお弁当のみにし、予約制にした。

問8 問1で「①受け入れている」と回答された方にお伺いします。受け入れの際に、課題や問題となっていることがあればご記入ください。

答8

- 新型コロナウイルス感染症の第6波が来た際の受け入れ対応について。
- 感染の再拡大が懸念される中で、積極的に受け入れていいのかが疑問。

- 介護支援ボランティアをしてくださっていた方が、要介護認定がついたり、転居等を理由に異動したりしたことによって、現在ボランティアがいません。カフェなどのお手伝いをしてくださる方がいると助かります。
- 現在、財政的な面から、スタッフを含みボランティアにも行事ごとに参加費をいただいているため、ポイント交付金の上限をぜひ引き上げてほしい。
- ボランティアが高齢になってきたため、体力面に不安を覚える。

問9 問1で「②受け入れていない」と回答された方にお伺いします。今後受け入れ再開の予定はありますか。

答9

|             |       |        |
|-------------|-------|--------|
| ① ある        | 1 機関  | 5.6%   |
| ② あるが、時期は未定 | 15 機関 | 83.3%  |
| ③ ない        | 2 機関  | 11.1%  |
| 合計          | 18 機関 | 100.0% |

問10 問9で「②あるが、時期は未定」もしくは「③ない」と回答された方にお伺いします。どのような状況になったら受入状況可能ですか。

答10

|                       |       |        |
|-----------------------|-------|--------|
| ① 新型コロナウイルス感染症が収束したとき | 7 機関  | 38.9%  |
| ② 治療薬が開発・流通されたとき      | 0 機関  | 0.0%   |
| ③ 目途が立たない             | 3 機関  | 16.7%  |
| ④ その他                 | 5 機関  | 27.8%  |
| 無回答                   | 3 機関  | 16.7%  |
| 合計                    | 18 機関 | 100.0% |

「④その他」と回答された機関の中では、会社の方針により定まると回答された機関が最も多かったです。

問11 ボランティア受入機関としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などをご記入ください。

答11

- 1年以上、ボランティアや地域の方の手伝いなく活動してきましたが、どれほどお世話になっていたかを痛感しています。受入再開となっても感染対策は引き続き必要かと思しますので、その際はよろしくお願ひします。
- 地域の方々の協力があっての複合型のため、早く再開できたらと思います。
- 若いボランティアをお願いしたいのですが難しいでしょうか。



- 介護支援ボランティアを受け入れることが困難な状況で、利用者が地域の方と接する機会がなくなっています。早く受入制限が緩和されることを願っております。
- 担当が変更になり、ボランティアの受け入れを経験したことがないため、実際にどのように進めたらよいかわからないことが多い。
- 事業の目的は理解していますが、その目的がどの程度達成されているか等により、制度を継続すべきか否かに関わってくるように思います。受け入れる側の感想としては、傾聴ボランティアとの活動と大差がないように思われます。
- 利用者が楽しんで参加されているため、ボランティアに感謝しています。
- ボランティアに対して、事業所としてやらなければならないこと等があれば教えていただきたいと思います。

### ボランティアについて

問 12 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答 12

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| ① いる  | 16 機関 | 59.3%  |
| ② いない | 7 機関  | 25.9%  |
| 無回答   | 4 機関  | 14.8%  |
| 合計    | 27 機関 | 100.0% |

問 13 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。

答 13

| 受入機関等   | 最大受け入れ可能数 | 現在の受け入れ数 |
|---------|-----------|----------|
| 社会福祉法人① | 2～3人      | 1人       |
| 社会福祉法人② | 10人       | 2～3人     |
| 民間事業者①  | 10人       | 8人       |
| 民間事業者②  | 2人        | 2人       |
| その他の団体① | 無回答       | 無回答      |
| その他の団体② | 5人        | 5人       |
| その他の団体③ | 2人        | 無回答      |
| その他の団体④ | 30人       | 25人      |
| その他の団体⑤ | 10～15人    | 4～7人     |

問 14 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答 14

|                 |      |        |
|-----------------|------|--------|
| ① もっと受け入れたい     | 2 機関 | 22.2%  |
| ② これ以上は受け入れられない | 0 機関 | 0.0%   |
| ③ ちょうどいい        | 6 機関 | 66.7%  |
| 無回答             | 1 機関 | 11.1%  |
| 合計              | 9 機関 | 100.0% |

問 15 ボランティアの活動に関して特記することがありましたらご記入ください。

答 15

- 新型コロナウイルス感染症の影響でボランティアを受け入れられないことで、様々な場面でボランティアに助けられていたと感じています。コロナが収束したらまたボランティアに助けさせていただきたいと思っています。
- 新型コロナウイルス感染症予防の対応で外部との交流や受け入れに消極的になってしまう。
- できるだけ早い時期に受け入れを行いたい。
- ボランティアの中には、活動休止になったことで気力がなくなり、体力も落ちてしまうような方もいた。
- 今のところイベント等ができないため、一日に一人くらいの受け入れがちょうどいいです。厨房も狭いため、密にならないようにしています。
- 今年もコロナ禍でのバザーに実施には迷いがありましたが、ボランティアの様々な協力や手作り品（ケーキ、弁当、総菜、手芸品）の提供等により、無事に実施することができました。また、民謡は今年の4月から実施し、ボランティア作成の専用マスクで歌っています。ボランティアの受け入れによって、気にかけている方がとても元気になりました。
- 養成講座は内容が固定しているので、ほかにイラストボランティアやデジタルボランティアを募集したいと考えている。

#### その他

問 16 意見交換会において、各受入機関に聞きたいことがあればご記入ください。

答 16 省略します。

### 3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

#### **介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第**

日 時:令和3年11月29日(月) 10時~11時30分

場 所:稲城市役所6階 601・602 会議室

開会

議題

- 1 介護支援ボランティア制度について
  - (1) 市役所高齢福祉課より
    - ・制度の趣旨について
    - ・平成31年度及び令和2年度実施報告書について
  - (2) 社会福祉協議会より
    - 登録など事務の流れについて
- 2 提案議題等
  - (1) 出席事業者より自己紹介及び現在の受け入れ状況について
  - (2) コロナ禍におけるボランティアの受け入れ条件について
  - (3) 新型コロナウイルス感染予防対策等の対応について
  - (4) オンラインでのボランティアの受け入れについて
- 3 介護支援ボランティアに関するご意見・ご質問

### 4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

【開催日時】令和3年11月29日（月）10時00分～11時10分

【開催場所】稲城市役所6階 601会議室

【参加団体】受入機関等4団体4人、市事務局2人、社会福祉協議会1人

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

### 【議題1】現在のボランティアの受け入れ状況について

○当機関は制度当初から介護支援ボランティアを受け入れており、現在も受け入れている。

会食会では、会場の都合で人数制限があるため、ボランティアの人数も半分程度にし、活動している。料理をするときに密になってしまうため、できるだけ簡単に短い時間で料理をすることを心掛け、試食会を行いながら活動を続けていた。会食会の活動場所は各地区にあるため、頑張れば当制度のポイントがたくさん貯まるような環境にあり、ポイントが励みになっている方もいたが、コロナ禍でやる気が失せてしまい、会場に行くのがこわいと参加されない方もいる。そのほか「たまりば」では、広報誌の製本作業をお願いしている。コロナ前は、活動中に当制度の存在を知り、後から登録する方も多かったが、現在は介ボラに登録していなくても活動に参加される方もいる。コロナの状況がよくなってきたら、当制度の案内をしていきたい。

○介護支援ボランティアの受け入れを自粛していたが、最近、定期的に受け入れられるようになった。感染予防は対策しても安心しきることができないため、ボランティア登録者全体に声をかけられないでいる。施設職員の中でも受け入れに関して意見が分かれ、再開時期を様子見している間に緊急事態宣言が発令されたりし、ボランティアの受け入れ再開まで時間がかかった。ボランティアの中には、受け入れ休止期間中に足が悪くなった方もいるため、継続して受け入れられるようにしたい。

○現在、ボランティアは受け入れていない。利用者の家族も含め施設への入館を断ってきたが、感染者数が少なくなってきたため、家族との面会を再開した。今後は、アクティビティを増やしていき、徐々にコロナ前の状況に回復させていきたいと考えている。

○現在、ボランティアは受け入れていない。以前はレクリエーションで特技披露をしてくださる方を受け入れていたが、ボランティアの方から「行かない方がいいですよ」と連絡が入ったりし、受け入れを休止している。コロナの新種株が出現したりするなど、状況が次々と変化していくため、その都度、ボランティアの受け入れについて管理者と検討しているところだ。ボランティアを受け入れることで刺激を得られるため、受け入れたい気持ちもあるが、ボランティアの方から気を遣っていただいている印象を受ける。まずは、少人数で短時間から始めていきたいと考えている。

## 【議題2】コロナ禍におけるボランティアの受け入れ条件について

- |   |
|---|
| <p>○会食会は、会場ごとに再開にばらつきがあった。令和2年6月頃からすぐに動き始める所があった一方で、話し合いで12月頃から再開する所もあった。どのような形態で行うかをよく議論し、人数を半分に分け、1時間ずつ交互に実施したり、月2回活動できる所は曜日で参加者を分け、ボランティアの人数を制限したりした。ボランティアの人数が多いと、別の会場に行くように調整したりすることもあった。外出を控えると様々な運動機能が落ちてくるため、外出することに意義があると考え、簡単な体操やゲームを組み込みながら、1時間程度で実施し、参加できない方には連絡を取るようにした。</p> |
| <p>○受け入れ条件としては市内在住で、4～5名程度の人数にとどめている。ボランティアの受け入れを休止すると、施設内で刺激がなくなってしまう。コロナの感染状況をみながら、どのように再開するか悩むところがあった。</p>   |
| <p>○ご家族との面会のほかに外部のアクティビティの受け入れも可能になったため、ボランティアも受け入れ可能な状況にはある。緊急事態宣言や感染者数を目安としている。自粛期間が長く、利用者は他者と交流ができない方も多いため、介ボラの受け入れを再開し、交流を図ることができると、利用者に喜んでいただけるのではないかと思う。</p>  |
| <p>○現在、家族との面会や外部の方の受け入れは可能になっており、検温や手指消毒をした上で入館いただいている。ボランティアも感染予防を徹底していただければ、受け入れは可能かと思う。レクリエーションはデイフロアで行うが、広い場所ではなく、コロナ前の人数を受け入れてしまうと密になってしまうため、人数の調整は必要だ。</p>  |

## 【議題3】新型コロナウイルス感染予防対策等の対応について

- |   |
|---|
| <p>○基本的なマスク着用や手洗い・うがい等を必ず行う。試食会では、他の参加者と会えることが嬉しくなって気が緩んでしまう場面もあるが、その都度注意していきながら黙食を心掛けている。コロナ禍に入ってから席の置き方を工夫し、全員が同じ方向を向くように設置している。</p>  |
| <p>○手洗い・うがい、換気等を必ず行う。フェイスガードの着用もお願いしていたことがあったが、定着しなかった。外部の方を極力施設内に入れないようにしているため、利用者の室内でのマスク着用は必須としていない。ご家族との面会は別室を用意し、フロア内には入れないようにしている。</p>  |
| <p>○コロナ禍に入り始めた頃は、共用部分を利用するときはマスクを着用するように掲示物でお願いしていたが、中には着けるのを忘れていたり、捨ててしまったりする方がいた。コロナ感染拡大等を受け、一人でも感染すると他の方の自由も奪われてしまうため、共用部分を利用する場合は必ずマスクの着用をするように声掛けをしている。入館時に検温や消毒をし、入館記録はコロナ禍に入ってから行うようになった。食事はパーテーションを設置し、常に換気しており、利用者は自主的に黙食を行っている。ただ、全体的に活気がなくなってきたように感じるため、アクティビティを増やししながら施設全体を盛り上げていきたい。</p> |

○当機関は複合型のため、通いの利用者をお迎えするときに検温をし、発熱が判明したときは訪問に変更し、施設には入れないように対応している。基本的にマスクの着用を声掛けしているが、病気等の理由で着けられない方もおり、感染予防対策は毎日試行錯誤しながら実施しているところだ。席の配置は間隔を空けるように工夫している。ご家族と同居している利用者が多いため、同居家族が発熱したという場合は、必ず連絡をいただくようお願いしている。

#### 【議題4】オンラインでのボランティアの受け入れについて

○オンラインで行うとしたら「たまりば」が適しているが、オンラインはなじみがなく、セッティングに人が割かれてしまうだろう。

○前向きに検討したいが、内容は考える必要がある。面会をオンライン上で行うことがあるが、対面より話しづらいうで、同じことを聞き返すこともあるため、傾聴ボランティアをオンライン上で行うと、耳の聞こえの悪い方は利用しづらいうに思う。

○社内の取り組みとして、アクティビティはオンライン上ですでに実施しており、旅行や動画配信の映像を流しているが、施設によって温度差がある。有料老人ホームだと利用者を集めて楽しんでもらえるが、サービス付き高齢者向け住宅だと利用者の活動は自由度が高く、外出したいときにできるような環境にあるため、反応があまりよくない。利用者は、オンラインより対面の方を好む傾向にある。

○現在、社内の打ち合わせはほぼ ZOOM で行っているため、セッティングは問題なく、時間の調整ができるのであれば前向きに検討したい。13 時過ぎは下膳、15 時過ぎは送迎の時間と重なる。

#### 【議題5】介護支援ボランティア制度に関するご意見・ご質問

○介ボラの活動内容になっているゴミ出しは、向陽台のすまいるネットの活動と線引きが難しいのではないか。

ゴミ出しは、社協の「ちょいボラ」にあたる活動で、週1回以上活動することとし、2回のゴミ出しで1ポイント付与している。すまいるネットでも、ゴミ出しを依頼することができるが、15分250円と料金が設定しており、ボランティアに該当しない。また、利用できる対象者を限定しておらず、介ボラのゴミ出しと異なる。

○前期高齢者にあたるボランティアが増えるといい。

制度が始まった当初と比べると、定年延長等により、様々な形で元気に活動されている方が多い。制度の趣旨からみると、企業に勤めることなども介護予防につながるが、増やしていきたいところではある。

## 第5章 介護予防効果の検証

### 1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（新規認定率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、試算を行った。

この試算は、令和2年度に稲城市介護支援ボランティア制度が導入されていたことによる保険料抑制効果を、令和3年度に確定した令和2年度の各実績を用いて計算したものである。

介護支援ボランティア制度の費用効果から、介護支援ボランティア制度に要した費用を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得を算出する。これを介護保険料に当てはめ、一人一月あたりの介護保険料抑制効果を試算できるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されたため、介護保険料抑制効果は得られなかった（－3.8円）。

令和 2 年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）

活動者

| 区分                  | 記号     | 数値      | 計算式                      |
|---------------------|--------|---------|--------------------------|
| 高齢者（65歳以上）人口        | P      | 19,929人 |                          |
| 介護支援ボランティア活動を行った    | P (V)  | 167人    |                          |
| 介護支援ボランティア活動を行っていない | P (V') | 19,762人 | $P - P (V)$              |
| 新規認定者数              | Q      | 488人    |                          |
| 介護支援ボランティア（活動者）     | Q (V)  | 6人      |                          |
| 介護支援ボランティアでない       | Q (V') | 482人    | $Q - Q (V)$              |
| 新規認定者出現率            | R      | 2.45%   | $Q \div P * 1$           |
| 介護支援ボランティア（活動者）     | R (V)  | 3.59%   | $Q (V) \div P (V) * 1$   |
| 介護支援ボランティアでない       | R (V') | 2.44%   | $Q (V') \div P (V') * 1$ |

以上から

|                            |    |      |                       |
|----------------------------|----|------|-----------------------|
| 介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規認定者数 | Q' | 486人 | $P \times R (V') * 2$ |
| 新規認定者の抑制人数                 | S  | -2人  | $Q' - Q$              |

費用利得を計算すると

|                       |   |             |                          |
|-----------------------|---|-------------|--------------------------|
| 当該年度の要介護者一人当たりの月額介護費用 | M | 123,674円    |                          |
| 介護支援ボランティア制度に要した費用    | H | 983,431円    |                          |
| 保険料負担割合（65歳以上）        | W | 23%         |                          |
| 介護支援ボランティア制度の費用効果（年間） | X | -2,968,166円 | $S \times M \times 12ヶ月$ |
| 介護支援ボランティア制度による費用利得   | Y | -3,951,597円 | $X - H$                  |

よって得られる保険料抑制効果は

|               |   |       |                                   |
|---------------|---|-------|-----------------------------------|
| 保険料抑制効果（月額換算） | Z | -3.8円 | $Y \times W \div P \div 12ヶ月 * 3$ |
|---------------|---|-------|-----------------------------------|

\*1 小数点第三位を四捨五入

\*2 小数点以下四捨五入

\*3 小数点第二位を四捨五入



## 参 考 资 料

## 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成19年7月9日市長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

### (管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

| 活動実績       | 付与する評価ポイント |
|------------|------------|
| 10回から19回まで | 1,000ポイント  |
| 20回から29回まで | 2,000ポイント  |
| 30回から39回まで | 3,000ポイント  |
| 40回から49回まで | 4,000ポイント  |
| 50回以上      | 5,000ポイント  |

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

| 評価ポイント    | 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金 |
|-----------|-----------------------|
| 1,000ポイント | 1,000円                |
| 2,000ポイント | 2,000円                |
| 3,000ポイント | 3,000円                |
| 4,000ポイント | 4,000円                |
| 5,000ポイント | 5,000円                |

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱様式第1号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者  
電話

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

|      |              |
|------|--------------|
| 事業名  |              |
| 活動内容 |              |
| 活動場所 |              |
| 活動人数 | 人（うち65歳以上 人） |

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

|       |              |
|-------|--------------|
| 指定年月日 |              |
| 指定番号  |              |
| 事業名   |              |
| 活動内容  |              |
| 活動場所  |              |
| 活動人数  | 人（うち65歳以上 人） |

2 次の理由により却下する。

|      |  |
|------|--|
| 却下理由 |  |
|------|--|

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

|       |              |
|-------|--------------|
| 取消年月日 |              |
| 指定年月日 |              |
| 指定番号  |              |
| 事業名   |              |
| 活動内容  |              |
| 活動場所  |              |
| 活動人数  | 人（うち65歳以上 人） |
| 取消理由  |              |



様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者  
住所  
氏名  
電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

|             |      |
|-------------|------|
| 被保険者番号      |      |
| 氏名          |      |
| 蓄積評価ポイント数   | ポイント |
| 活用希望ポイント数   | ポイント |
| 差し引き残高ポイント数 | ポイント |

※振り込み依頼先口座

|       |                |      |              |
|-------|----------------|------|--------------|
|       | 銀行・信金<br>信組・農協 |      | 本店・支店<br>出張所 |
| 預金の種類 | 1. 普通 2 当座     | 口座番号 |              |
| 口座名義人 |                |      |              |

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

|             |      |
|-------------|------|
| 被保険者番号      |      |
| 氏 名         |      |
| 蓄積評価ポイント数   | ポイント |
| 活用希望ポイント数   | ポイント |
| 差し引き残高ポイント数 | ポイント |

---

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏名

# 健康に心配なし手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会



株式会社よみうりランド及び  
東京ヴェルディは稲城市介護  
予防事業を応援しています。



## 健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。



©K.Okawara・Jet Inoue

活動年度 2021年度（2022年3月末まで）

氏名 \_\_\_\_\_

住所 稲城市 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

生年月日  
大正・昭和 年 月 日

緊急連絡先  
連絡者氏名 \_\_\_\_\_

(続柄) \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

## 稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：市内にお住まいの65歳以上の方  
(稲城市介護保険第1号被保険者)

### 介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。  
介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。

2. 介護支援ボランティア活動をします。  
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

**3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)**  
 ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。  
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

**4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)**  
 この手帳を稲城市社会福祉協議会に提出し、前年度に集めたスタンプを「評価ポイントに変える申請」を行ってください。

| スタンプの数   | 受取れる評価ポイント |
|----------|------------|
| 10から19まで | 1,000ポイント  |
| 20から29まで | 2,000ポイント  |
| 30から39まで | 3,000ポイント  |
| 40から49まで | 4,000ポイント  |
| 50以上     | 5,000ポイント  |

**5. 評価ポイントの活用を申し出をします。(翌年7月以降)**  
 介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市または、稲城市社会福祉協議会にこの手帳を添えて提出してください。  
 市は、介護保険料の未納・滞納がないことを確認します。

**6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。**  
 稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

| 評価ポイント    | 金額     |
|-----------|--------|
| 1,000ポイント | 1,000円 |
| 2,000ポイント | 2,000円 |
| 3,000ポイント | 3,000円 |
| 4,000ポイント | 4,000円 |
| 5,000ポイント | 5,000円 |

介護支援ボランティア制度の流れ

※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

### 介護支援ボランティア制度に関するQ&A

**Q** この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

**A** この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

**Q** どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

**A** この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、稲城市社会福祉協議会もしくは、市役所介護保険係までお問い合わせください。

**Q** ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

**A** 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

**Q** 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプをもらうことができますか？

**A** 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

**Q** スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

**A** 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントにより、8月以降交付金が振り込まれます。

**Q** 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

**A** 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にちに以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

**Q** 稲城市外に転出した場合も対象になりますか？

**A** 稲城市外に転出した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

**Q** ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

**A** 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。



7

## ボランティア活動の心得

### ◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

### ◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。



8

### ◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、個人情報であることから他の方にちょっとした内容のことも漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。

また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



9

## ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万一に備えてご加入することをお勧めします。

### (1) どんな場合に補償されるのか

#### ①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせた場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

#### ②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをした場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合 など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外來の事故により起きた場合です。



10

|   |             |                 |                   |
|---|-------------|-----------------|-------------------|
| <b>(2) 補償金額</b>   |             |                 |                   |
| 賠償責任<br>(免責なし)  | 対人・対物<br>共通 | 1事故・保険期間中       | 2億円               |
|   | 受託物・<br>借用物 | 1事故・保険期間中       | 50万円<br>(現金は10万円) |
|   | 人格権侵害       | 1名<br>1事故・保険期間中 | 50万円<br>100万円     |
|   | 事故対応費用      | 1事故・保険期間中       | 500万円             |
|   | 見舞費用        | 死亡              |                   |
| 後遺障害  |             |                 | 1.5万~50万円         |
| 入院日数に応じて2~10万円<br>通院日数に応じて1~5万円   |             |                 |                   |
| 傷害保険  | 死亡・後遺障害     |                 | 800万円             |
|   | 入院日額        |                 | 8000円             |
|   | 通院保険金日額     |                 | 4000円             |
| ※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。   |             |                 |                   |
| <b>(3) 掛け金 300円</b>   |             |                 |                   |
| <b>(4) 補償期間(保険期間)</b><br>4月1日から翌年3月31日まで<br>※補償期間での途中加入も可能です。その場合の補償期間は、<br>加入手続きを行った日からとなります。  |             |                 |                   |
| <b>(5) お申し込み・事故やけがのご報告</b><br>稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター<br>稲城市百村7 稲城市福祉センター内<br>電話：042-378-3800(直通)<br>042-378-3366(代表)<br>ファックス：042-378-4999 |             |                 |                   |

**稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

| (管理機関)  |            |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
|---|------------|--|--|------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-------|-----------|
| 第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。 |            | 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| (介護支援ボランティア受入機関等)   |            | 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。                       |            | 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。   |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。   |            | 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。                                     |            | (評価ポイント)   |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。    |            | 第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。   |            | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>活動実績</th> <th>付与する評価ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10回から19回まで</td> <td>1,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>20回から29回まで</td> <td>2,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>30回から39回まで</td> <td>3,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>40回から49回まで</td> <td>4,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>50回以上</td> <td>5,000ポイント</td> </tr> </tbody> </table> |  | 活動実績 | 付与する評価ポイント | 10回から19回まで | 1,000ポイント | 20回から29回まで | 2,000ポイント | 30回から39回まで | 3,000ポイント | 40回から49回まで | 4,000ポイント | 50回以上 | 5,000ポイント |
| 活動実績  | 付与する評価ポイント |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 10回から19回まで  | 1,000ポイント  |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 20回から29回まで  | 2,000ポイント  |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 30回から39回まで  | 3,000ポイント  |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 40回から49回まで  | 4,000ポイント  |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 50回以上   | 5,000ポイント  |  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。   |            | 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。   |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。   |            | 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。   |            | (評価ポイント転換交付金)  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| (介護支援ボランティア活動実績の把握)   |            | 第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。  |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 第6条 介護支援ボランティア活動を行うおとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。   |            | 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。   |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |
| 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。   |            | 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。   |  |      |            |            |           |            |           |            |           |            |           |       |           |

| <p>4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の中出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の中出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の中出者へ通知する。</p> <p>5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。</p> <p>6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">評価ポイント</th> <th style="padding: 2px;">介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">1,000ポイント</td><td style="padding: 2px;">1,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2,000ポイント</td><td style="padding: 2px;">2,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">3,000ポイント</td><td style="padding: 2px;">3,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">4,000ポイント</td><td style="padding: 2px;">4,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">5,000ポイント</td><td style="padding: 2px;">5,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(地域支援事業交付金の活用)<br/>第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。</p> <p>(事業の委託)<br/>第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。</p> <p>(委任)<br/>第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則<br/>(施行期日)<br/>第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。<br/>(準備行為)<br/>第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。</p> | 評価ポイント                | 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金 | 1,000ポイント | 1,000円 | 2,000ポイント | 2,000円 | 3,000ポイント | 3,000円 | 4,000ポイント | 4,000円 | 5,000ポイント | 5,000円 | <p><b>活動記録1 スタンプ押印欄</b></p> <p style="font-size: small;">※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。<br/>※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> </table> | 1 | 2 | 3 | 4 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 5 | 6 | 7 | 8 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 9 | 10 | 11 | 12 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 13 | 14 | 15 | 16 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 17 | 18 | 19 | 20 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|---|---|---|---|---|--------|--------|--------|--------|---|---|---|---|--------|--------|--------|--------|---|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|
| 評価ポイント  | 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金 |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 1,000ポイント   | 1,000円                |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 2,000ポイント   | 2,000円                |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 3,000ポイント   | 3,000円                |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 4,000ポイント   | 4,000円                |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 5,000ポイント   | 5,000円                |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 1   | 2                     | 3                     | 4         |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日  | 日付 月 日                | 日付 月 日                | 日付 月 日    |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 5   | 6                     | 7                     | 8         |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日  | 日付 月 日                | 日付 月 日                | 日付 月 日    |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 9   | 10                    | 11                    | 12        |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日  | 日付 月 日                | 日付 月 日                | 日付 月 日    |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 13  | 14                    | 15                    | 16        |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日  | 日付 月 日                | 日付 月 日                | 日付 月 日    |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 17  | 18                    | 19                    | 20        |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日  | 日付 月 日                | 日付 月 日                | 日付 月 日    |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 15  | 16                    |                       |           |        |           |        |           |        |           |        |           |        |   |   |   |   |   |        |        |        |        |   |   |   |   |        |        |        |        |   |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |

|  |        |        |        |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
|--|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|--|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|----|----|----|----|--------|--------|--------|--------|
| <p><b>活動記録2 スタンプ押印欄</b></p> <p style="font-size: small;">※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。<br/>※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> </table> | 21     | 22     | 23     | 24 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 25 | 26 | 27 | 28 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 29 | 30 | 31 | 32 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 33 | 34 | 35 | 36 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 37 | 38 | 39 | 40 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | <p><b>活動記録3 スタンプ押印欄</b></p> <p style="font-size: small;">※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。<br/>※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>45</td><td>46</td><td>47</td><td>48</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>49</td><td>50</td><td>51</td><td>52</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>53</td><td>54</td><td>55</td><td>56</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> <tr><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60</td></tr> <tr><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td><td>日付 月 日</td></tr> </table> | 41 | 42 | 43 | 44 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 45 | 46 | 47 | 48 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 49 | 50 | 51 | 52 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 53 | 54 | 55 | 56 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 57 | 58 | 59 | 60 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 21   | 22     | 23     | 24     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 25   | 26     | 27     | 28     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 29   | 30     | 31     | 32     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 33   | 34     | 35     | 36     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 37   | 38     | 39     | 40     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 41   | 42     | 43     | 44     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 45   | 46     | 47     | 48     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 49   | 50     | 51     | 52     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 53   | 54     | 55     | 56     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 57   | 58     | 59     | 60     |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 日付 月 日   | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |
| 17   | 18     |        |        |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |  |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |    |    |    |    |        |        |        |        |

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 61     | 62     | 63     | 64     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 65     | 66     | 67     | 68     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 69     | 70     | 71     | 72     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 73     | 74     | 75     | 76     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 77     | 78     | 79     | 80     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

19

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 81     | 82     | 83     | 84     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 85     | 86     | 87     | 88     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 89     | 90     | 91     | 92     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 93     | 94     | 95     | 96     |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 97     | 98     | 99     | 100    |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

20

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 101    | 102    | 103    | 104    |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 105    | 106    | 107    | 108    |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 109    | 110    | 111    | 112    |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 113    | 114    | 115    | 116    |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 117    | 118    | 119    | 120    |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |



21

(必ずご記入下さい)

フリガナ ( )

氏名 \_\_\_\_\_

住所 稲城市 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

※ 管理機関記入欄 ※ (この欄は稲城市社会福祉協議会にて記入いたします)

評価ポイント記録簿 (集めたスタンプを2022年4月以降、評価ポイントに変えます。)

あなたの2021年度の活動回数は  回です。

あなたの2021年度の評価ポイント数は  ポイントです。

管理欄

評価ポイント活用記録簿 (評価ポイントを交付金に変えます。)  
※2021年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は2022年8月以降になります。

| 申請日   | 使用した<br>評価ポイント数 | 残っている<br>評価ポイント数 | 管理欄 |
|-------|-----------------|------------------|-----|
| 年 月 日 |                 |                  |     |
| 年 月 日 |                 |                  |     |
| 年 月 日 |                 |                  |     |
| 年 月 日 |                 |                  |     |

22



|   |                |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
|---|----------------|--------------|--|-----|--------|---|------|---|------|-----------------------------|------|--|----------------|--------------|-------|--------------|------|-----------------|--|--|--|
| <p><b>介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書</b></p> <p>様式第4号（第8条第1項関係）</p> <p>本人⇒市役所</p> <p>年 月 日</p> <p>稲城市長殿</p> <p>フリガナ（ ）</p> <p>氏 名 印</p> <p>申出者住所 稲城市</p> <p>電 話</p> <p>介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書</p> <p>私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。</p> <p>記</p> <table border="1"> <tr> <td>被 保 険 者 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>申出者と同じ</td> </tr> <tr> <td>蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数 (A)<br/>(この手帳で獲得したポイント数)</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>活 用 希 望 ポ イ ン ト 数 (B)<br/>(口座振込を希望するポイント数)</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数 (A-B)</td> <td>ポイント</td> </tr> </table> <p>振り込み依頼先口座</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>銀行・信金<br/>信組・農協</td> <td>本店・支店<br/>出張所</td> </tr> <tr> <td>預金の種類</td> <td>1 普通<br/>2 当座</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>口座名義人<br/>(カタカナ)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> |                | 被 保 険 者 番 号  |  | 氏 名 | 申出者と同じ | 蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数 (A)<br>(この手帳で獲得したポイント数) | ポイント | 活 用 希 望 ポ イ ン ト 数 (B)<br>(口座振込を希望するポイント数) | ポイント | 差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数 (A-B) | ポイント |  | 銀行・信金<br>信組・農協 | 本店・支店<br>出張所 | 預金の種類 | 1 普通<br>2 当座 | 口座番号 | 口座名義人<br>(カタカナ) |  |  |  |
| 被 保 険 者 番 号   |                |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
| 氏 名   | 申出者と同じ         |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
| 蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数 (A)<br>(この手帳で獲得したポイント数)   | ポイント           |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
| 活 用 希 望 ポ イ ン ト 数 (B)<br>(口座振込を希望するポイント数)   | ポイント           |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
| 差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数 (A-B)   | ポイント           |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
|   | 銀行・信金<br>信組・農協 | 本店・支店<br>出張所 |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
| 預金の種類   | 1 普通<br>2 当座   | 口座番号         |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |
| 口座名義人<br>(カタカナ)   |                |              |  |     |        |   |      |   |      |                             |      |  |                |              |       |              |      |                 |  |  |  |

23

|  |  |               |  |     |  |     |  |         |  |                   |  |  |
|--|--|---------------|--|-----|--|-----|--|---------|--|-------------------|--|--|
| <p><b>介護支援ボランティア登録申請書</b></p> <p>本人⇒稲城市社会福祉協議会</p> <p>年 月 日</p> <p>介護支援ボランティア登録申請書</p> <p>私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。<br/>なお、活動を通して知り得たことは、口外いたしません。</p> <table border="1"> <tr> <td>(ふりがな)<br/>名 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日 ※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護保険被保険者<br/>番号 ※2</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。<br/>※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会<br/>が市に照会することを認めます。</p> |  | (ふりがな)<br>名 前 |  | 住 所 |  | 電 話 |  | 生年月日 ※1 |  | 介護保険被保険者<br>番号 ※2 |  |  |
| (ふりがな)<br>名 前  |  |               |  |     |  |     |  |         |  |                   |  |  |
| 住 所  |  |               |  |     |  |     |  |         |  |                   |  |  |
| 電 話  |  |               |  |     |  |     |  |         |  |                   |  |  |
| 生年月日 ※1  |  |               |  |     |  |     |  |         |  |                   |  |  |
| 介護保険被保険者<br>番号 ※2  |  |               |  |     |  |     |  |         |  |                   |  |  |

24

介護支援ボランティア活動先一覧

| 団体・事業所名                           | 電話番号          | 住所  |
|-----------------------------------|---------------|---|
| 特定非営利活動法人<br>支え合い会 みのり            | 378-8757      | 矢野口364-3                                    |
| 通所介護事業所<br>デイサービスセンターペアワエル矢野口     | 379-1834      | 矢野口944                                      |
| 介護付き有料老人ホーム<br>そんぼの家 稲城矢野口        | 370-3700      | 矢野口1674-1                                   |
| 地域密着型複合施設<br>やのくち正吉苑              | 370-2202      | 矢野口1804-3                                   |
| ケアハウス・通所介護事業所<br>ハーモニー松葉          | 370-8160      | 矢野口1806                                     |
| 特定非営利活動法人<br>稲城・なごみの家<br>(滝沢宅)    | 377-6118      | 東長沼617-1                                    |
| 介護付き有料老人ホーム<br>ペアワエル多摩川           | 377-5770      | 東長沼665                                      |
| 介護付き有料老人ホーム<br>ニチイホーム 稲城          | 370-3581      | 東長沼696                                      |
| サービス付高齢者向け住宅<br>そんぼの家S稲城長沼        | 370-0651      | 東長沼1124-1                                   |
| 通所介護事業所<br>稲城鉄道接骨師会デイサービス         | 401-8755      | 東長沼1174-7<br>リベラルハイツ101                     |
| 小規模多機能型居宅介護・グループホーム<br>みんなの家・稲城長沼 | 370-0380      | 東長沼1713-8                                   |
| サービス付高齢者向け住宅<br>そんぼの家S稲城          | 370-3161      | 東長沼2430                                     |
| 特別養護老人ホーム<br>いなぎ苑                 | 379-5500      | 百村255                                       |
| 特定非営利活動法人<br>はじめのいっば              | 090-4831-5060 | 坂浜539-11<br>コーポソレイユ                         |
| 特別養護老人ホーム<br>ひらお苑                 | 331-5666      | 平尾2-49-20                                   |
| 喫茶ポーポーの木                          | 350-3477      | 平尾3-1-1-35-102                              |
| 平尾ベルの会                            | 331-5432      | 平尾3-7-5<br>50号棟集会所(第2.4木)<br>64号棟集会所(第1.3木) |

| 団体・事業所名                            | 電話番号     | 住所                     |
|------------------------------------|----------|------------------------|
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所<br>若多機かえりえ平尾      | 350-5838 | 平尾3-7-4                |
| サービス付高齢者向け住宅<br>コーシャハイム平尾          | 350-5832 | 平尾3-7-4                |
| 特別養護老人ホーム<br>いなぎ正吉苑                | 331-2001 | 平尾4-16-1               |
| 介護付き有料老人ホーム<br>ベストライフたま            | 350-7210 | 平尾4-54-2               |
| 正吉苑ミニデイサービス<br>押立の家                | 370-2202 | 押立728-8                |
| 通所介護事業所・短期入居生活介護事業所<br>稲城ケアセンターそよ風 | 370-0881 | 押立1192-1               |
| NPOふれあい広場<br>ポーポーの木                | 379-3373 | 向陽台5-10<br>リベレ向陽台3-104 |
| 通所介護事業所<br>アクアメイト稲城通所介護事業所         | 370-0580 | 向陽台6-8                 |
| 老人保健施設<br>デンマークイン若葉台               | 331-3030 | 若葉台3-7-1               |

25

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、  
こちらに貼付してください。



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係  
稲城市東長沼2111  
電話：042-378-2111（内線：282・283）  
ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会  
稲城市百村7 稲城市福祉センター内  
電話：042-378-3800  
ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア視察受入状況（視察受入状況：平成19年7月以降  
～令和4年3月末までのもの）

|    | 日付       | 訪問団体          | 職種 | 人数 |
|----|----------|---------------|----|----|
| 1  | 19.07.19 | 青森県八戸市        | 職員 | 3  |
| 2  | 19.08.23 | 大阪府茨木市        | 議員 | 3  |
| 3  | 19.08.28 | 愛知県稲沢市        | 職員 | 3  |
| 4  | 19.08.30 | 愛知県豊橋市        | 職員 | 4  |
| 5  | 19.08.31 | 東京都世田谷区       | 職員 | 2  |
| 6  | 19.09.21 | 岡山県           | 職員 | 1  |
| 7  | 19.10.03 | 鳥取県米子市        | 議員 | 9  |
| 8  | 19.10.04 | 福岡県介護保険広域連合   | 職員 | 2  |
| 9  | 19.10.11 | 大阪府柏原市        | 議員 | 3  |
| 10 | 19.10.12 | 熊本県人吉市        | 議員 | 10 |
| 11 | 19.10.15 | 三重県桑名市        | 議員 | 3  |
| 12 | 19.10.18 | 神奈川県南足柄市      | 職員 | 5  |
| 13 | 19.10.24 | 岐阜県多治見市       | 議員 | 8  |
| 14 | 19.10.24 | 福島県喜多方市       | 職員 | 1  |
| 15 | 19.10.25 | 新潟県燕市         | 議員 | 9  |
| 16 | 19.10.31 | 沖縄県宜野湾市       | 議員 | 10 |
| 17 | 19.11.01 | 東京都調布市        | 議員 | 1  |
| 18 | 19.11.05 | 愛媛県八幡浜市       | 議員 | 9  |
| 19 | 19.11.07 | 岡山県岡山市        | 議員 | 14 |
| 20 | 19.11.13 | 愛知県刈谷市        | 議員 | 2  |
| 21 | 19.11.14 | 愛知県一宮市        | 議員 | 12 |
| 22 | 19.11.16 | 民主党東京都第22区総支部 | 議員 | 18 |
| 23 | 19.11.19 | 東京都清瀬市        | 議員 | 1  |
| 24 | 19.11.19 | 神奈川県横浜市       | 職員 | 2  |
| 25 | 19.11.20 | 岡山県井原市        | 職員 | 2  |
| 26 | 19.11.22 | 福島県郡山市        | 職員 | 1  |
| 27 | 19.12.20 | 大分県別府市        | 議員 | 1  |
| 28 | 20.01.24 | 京都府宇治市        | 議員 | 12 |
| 29 | 20.01.31 | 静岡県伊東市        | 議員 | 1  |
| 30 | 20.02.05 | 新潟県三条市        | 議員 | 5  |
| 31 | 20.02.06 | 香川県観音寺市       | 議員 | 2  |
| 32 | 20.02.13 | 大阪府吹田市        | 議員 | 11 |
| 33 | 20.02.14 | 兵庫県西宮市        | 議員 | 1  |
| 34 | 20.02.14 | 福岡県福岡市        | 議員 | 1  |
| 35 | 20.02.20 | 東京都           | 職員 | 3  |
| 36 | 20.02.25 | 東京都八王子市       | 職員 | 3  |
| 37 | 20.03.06 | 山口県下関市        | 職員 | 2  |
| 38 | 20.05.09 | 神奈川県藤沢市       | 職員 | 9  |
| 39 | 20.05.12 | 東京都東久留米市      | 議員 | 2  |

|    |          |                  |      |    |
|----|----------|------------------|------|----|
| 40 | 20.05.15 | 鹿児島県奄美市          | 議員   | 8  |
| 41 | 20.05.21 | 富山県小矢部市          | 議員   | 6  |
| 42 | 20.05.22 | 群馬県太田市           | 議員   | 4  |
| 43 | 20.05.29 | 厚生労働省(東京都)       | 職員   | 10 |
| 44 | 20.06.13 | 愛知県春日井市          | 職員   | 2  |
| 45 | 20.06.30 | 東京都清瀬市           | 職員   | 4  |
| 46 | 20.07.01 | 公明党高齢者トータルサポートPT | 議員   | 6  |
| 47 | 20.07.04 | 香川県東かがわ市         | 議員   | 7  |
| 48 | 20.07.09 | 静岡県牧之原市          | 職員   | 6  |
| 49 | 20.07.10 | 岩手県北上市           | 議員   | 9  |
| 50 | 20.07.25 | 厚生労働省(東京都)       | 職員   | 1  |
| 51 | 20.07.28 | 神奈川県横須賀市         | 職員   | 2  |
| 52 | 20.07.29 | 奈良県香芝市           | 議員   | 3  |
| 53 | 20.07.30 | 千葉県印西市           | 議員職員 | 7  |
| 54 | 20.07.31 | 鹿児島県霧島市          | 職員   | 4  |
| 55 | 20.07.31 | 鹿児島県             | 職員   | 2  |
| 56 | 20.08.04 | 岐阜県羽島市           | 議員   | 10 |
| 57 | 20.08.18 | 東京都新宿区           | 議員   | 2  |
| 58 | 20.08.18 | 愛知県北名古屋市         | 議員   | 6  |
| 59 | 20.08.20 | 岐阜県関市            | 議員   | 10 |
| 60 | 20.08.22 | 宮崎県議会            | 議員   | 13 |
| 61 | 20.08.25 | 群馬県邑楽郡明和町        | 職員   | 2  |
| 62 | 20.08.25 | 山梨県甲府市           | 職員   | 3  |
| 63 | 20.08.25 | 静岡県磐田市           | 職員   | 3  |
| 64 | 20.09.09 | 静岡県掛川市           | 職員   | 2  |
| 65 | 20.09.30 | 青森県三戸郡五戸町        | 議員   | 8  |
| 66 | 20.10.02 | 静岡県掛川市           | 議員   | 11 |
| 67 | 20.10.06 | 北海道余市町           | 議員   | 7  |
| 68 | 20.10.07 | 千葉県浦安市           | 職員市民 | 12 |
| 69 | 20.10.15 | 広島県福山市           | 職員   | 4  |
| 70 | 20.10.20 | 愛知県尾張旭市          | 職員   | 3  |
| 71 | 20.10.22 | 北海道帯広市           | 職員   | 2  |
| 72 | 20.10.23 | 岩手県盛岡地区福祉連絡協議会   | 職員   | 12 |
| 73 | 20.10.31 | 岐阜県可児市           | 議員   | 8  |
| 74 | 20.10.31 | 千葉県流山市           | 職員   | 2  |
| 75 | 20.11.13 | 埼玉県比企郡鳩山町        | 議員町長 | 15 |
| 76 | 20.11.13 | 北海道苫小牧市          | 職員   | 1  |
| 77 | 20.11.17 | 東京都立川市           | 議員   | 2  |
| 78 | 20.11.18 | 東京都板橋区           | 議員   | 2  |
| 79 | 20.11.18 | 千葉県成田市           | 議員   | 1  |
| 80 | 20.11.18 | 千葉県香取市           | 議員   | 2  |
| 81 | 20.11.26 | 鳥取県鳥取市           | 議員   | 8  |
| 82 | 20.11.28 | 山形県天童市           | 職員   | 2  |
| 83 | 21.01.14 | 長野県上伊那地方事務所      | 職員   | 1  |
| 84 | 21.01.26 | 長野県千曲市           | 議員   | 6  |

|     |          |                |         |          |
|-----|----------|----------------|---------|----------|
| 85  | 21.02.02 | 長野県長野市         | 議員      | 2        |
| 86  | 21.02.03 | 愛知県東浦町         | 議員      | 2        |
| 87  | 21.02.03 | 愛知県阿久比町        | 議員      | 1        |
| 88  | 21.02.04 | 東京都杉並区         | 議員      | 1        |
| 89  | 21.02.06 | 岩手県八幡平市        | 議員      | 6        |
| 90  | 21.02.10 | 京都府久御山町        | 議員      | 2        |
| 91  | 21.02.10 | 京都府精華町         | 議員      | 2        |
| 92  | 21.02.16 | 和歌山県九度山町       | 議員      | 11       |
| 93  | 21.02.19 | 兵庫県加古郡稲美町      | 議員      | 3        |
| 94  | 21.02.20 | 沖縄県宜野湾市        | 職員      | 2        |
| 95  | 21.02.25 | 熊本県水俣市         | 職員市民    | 4        |
| 96  | 21.02.26 | 千葉県多古町         | 民生委員    | 31       |
| 97  | 21.04.03 | 大阪府交野市         | 議員      | 1        |
| 98  | 21.04.17 | 鹿児島県鹿児島市       | 議員      | 1        |
| 99  | 21.04.22 | 東京都調布市         | 職員      | 3        |
| 100 | 21.04.30 | 千葉県我孫子市        | 議員      | 3        |
| 101 | 21.05.12 | 埼玉県新座市         | 議員      | 4        |
| 102 | 21.05.20 | 北海道苫小牧市        | 議員      | 2        |
| 103 | 21.05.21 | 大阪府大阪狭山市       | 議員      | 2        |
| 104 | 21.06.11 | 山口県山陽小野田市      | 社協職員    | 1        |
| 105 | 21.07.03 | 秋田県鹿角市         | 議員      | 5        |
| 106 | 21.07.15 | 静岡県袋井市         | 職員・社協職員 | 2・社協 1   |
| 107 | 21.07.30 | 埼玉県            | 職員      | 3        |
| 108 | 21.08.03 | 山口県周南市         | 議員      | 5        |
| 109 | 21.08.05 | 神奈川県相模原市       | 職員      | 5        |
| 110 | 21.08.06 | 茨城県土浦市         | 職員      | 4        |
| 111 | 21.08.31 | 三重県桑名市         | 職員      | 5        |
| 112 | 21.09.04 | 埼玉県川口市         | 職員      | 2        |
| 113 | 21.10.05 | 香川県高松市         | 議員      | 13(他随 2) |
| 114 | 21.10.07 | 鹿児島県薩摩川内市      | 議員      | 9(他随 1)  |
| 115 | 21.10.09 | 佐賀県佐賀市         | 職員      | 1        |
| 116 | 21.10.14 | 京都府八幡市         | 議員      | 7(他随 2)  |
| 117 | 21.10.16 | 滋賀県彦根市         | 議員      | 4(他随 2)  |
| 118 | 21.10.23 | 東京都北区          | 議員      | 2        |
| 119 | 21.10.27 | 兵庫県加古川市        | 議員      | 8(他随 1)  |
| 120 | 21.10.28 | 滋賀県草津市         | 議員      | 8(他随 2)  |
| 121 | 21.11.05 | 沖縄県浦添市         | 議員      | 8(他随 1)  |
| 122 | 21.11.06 | 福岡県北九州市        | 議員      | 2        |
| 123 | 21.11.11 | 山口県下松市         | 議員      | 7(他随 1)  |
| 124 | 21.11.16 | 広島県安芸郡府中町      | 議員      | 6(他随 2)  |
| 125 | 21.11.16 | 山梨県富士吉田市       | 職員      | 8        |
| 126 | 21.11.17 | 新潟県柏崎市         | 議員      | 7(他随 2)  |
| 127 | 21.11.20 | 愛知県江南市         | 議員      | 1        |
| 128 | 21.11.20 | 静岡県焼津市         | 職員      | 2        |
| 129 | 21.12.10 | 秋田県大曲仙北広域市町村組合 | 職員      | 9        |

|     |          |                 |         |         |
|-----|----------|-----------------|---------|---------|
| 130 | 22.01.22 | 愛媛県新居浜市         | 議員      | 1       |
| 131 | 22.01.27 | 山形県三川町          | 議員      | 6       |
| 132 | 22.01.28 | 愛知県小牧市          | 議員      | 3       |
| 133 | 22.02.01 | 京都府長岡京市         | 議員      | 3       |
| 134 | 22.02.10 | 福島県郡山市介護保険運営協議会 | 委員      | 8(他随2)  |
| 135 | 22.02.16 | 神奈川県大和市         | 職員      | 2       |
| 136 | 22.02.22 | 宮城県柴田町          | 職員      | 2       |
| 137 | 22.03.30 | 北海道旭川市          | 議員      | 1       |
| 138 | 22.04.16 | 広島県東広島市         | 議員      | 2       |
| 139 | 22.04.20 | 島根県浜田市          | 議員      | 9(他随1)  |
| 140 | 22.04.27 | 埼玉県所沢市          | 議員      | 3       |
| 141 | 22.05.11 | 岩手県盛岡市          | 議員      | 11(他随3) |
| 142 | 22.05.12 | 滋賀県長浜市          | 議員      | 2       |
| 143 | 22.05.12 | 愛知県刈谷市          | 議員      | 2       |
| 144 | 22.05.14 | 埼玉県伊奈町          | 議員      | 8       |
| 145 | 22.05.18 | 山梨県北杜市          | 職員・社協職員 | 計10     |
| 146 | 22.05.19 | 沖縄県石垣市          | 議員      | 7(他随1)  |
| 147 | 22.05.27 | 埼玉県鳩山町          | 職員・社協職員 | 2・社協2   |
| 148 | 22.07.15 | 愛知県豊川市          | 議員      | 11(他随2) |
| 149 | 22.07.21 | 滋賀県守山市          | 職員      | 7       |
| 150 | 22.07.26 | 静岡県島田市          | 職員・社協職員 | 3・社協1   |
| 151 | 22.07.27 | 宮城県岩沼市          | 議員      | 3       |
| 152 | 22.07.28 | 広島県安芸高田市        | 職員・社協職員 | 1・社協1   |
| 153 | 22.07.28 | 愛媛県新居浜市         | 議員      | 7(他随2)  |
| 154 | 22.07.30 | 埼玉県さいたま市        | 市長・職員   | 5       |
| 155 | 22.08.02 | 京都府八幡市          | 議員      | 2       |
| 156 | 22.08.02 | 京都府木津川市         | 議員      | 1       |
| 157 | 22.08.02 | 京都府京田辺市         | 議員      | 2       |
| 158 | 22.08.04 | 奈良県葛城市          | 議員      | 6(他随2)  |
| 159 | 22.08.05 | 長崎県長崎市          | 議員      | 1       |
| 160 | 22.08.05 | 青森県八戸市          | 職員      | 1       |
| 161 | 22.08.10 | 神奈川県平塚市         | 職員      | 2       |
| 162 | 22.08.18 | 岐阜県各務原市         | 議員      | 3       |
| 163 | 22.08.19 | 山形県河北町          | 議員      | 8(他随3)  |
| 164 | 22.08.20 | 埼玉県越谷市          | 職員・社協職員 | 4・社協4   |
| 165 | 22.10.18 | 福岡県大牟田市         | 議員      | 5       |
| 166 | 22.11.01 | 長崎県大村市          | 議員      | 5(他随1)  |
| 167 | 22.11.04 | 埼玉県越谷市          | 議員      | 1       |
| 168 | 22.11.04 | 宮城県宮崎市          | 職員      | 1       |
| 169 | 22.11.05 | 東京都国分寺市         | 職員      | 3       |
| 170 | 22.11.12 | 滋賀県近江八幡市        | 議員      | 10(他随3) |
| 171 | 22.11.15 | 埼玉県吉川市          | 職員・社協職員 | 3・社協2   |
| 172 | 22.11.16 | 岐阜県垂井町          | 議員      | 6(他随3)  |
| 173 | 22.11.18 | 滋賀県大津市          | 議員      | 11      |
| 174 | 22.11.19 | 愛知県豊田市          | 職員      | 1       |

|     |          |             |                 |             |
|-----|----------|-------------|-----------------|-------------|
| 175 | 22.11.24 | 岩手県釜石市      | 議員              | 2           |
| 176 | 22.11.24 | 岩手県花巻市      | 議員              | 1           |
| 177 | 22.12.02 | 北海道幕別町      | 職員              | 2           |
| 178 | 22.12.09 | 岩手県         | 職員              | 2           |
| 179 | 22.12.22 | 高知県高知市      | 職員              | 3           |
| 180 | 22.12.24 | 埼玉県新座市      | 職員・社協職員<br>社福職員 | 2・社協 1・社福 2 |
| 181 | 23.01.19 | 沖縄県沖縄市      | 議員              | 7(他随 1)     |
| 182 | 23.01.27 | 広島県尾道市      | 議員              | 1           |
| 183 | 23.01.27 | 兵庫県姫路市      | 職員              | 2           |
| 184 | 23.02.09 | 福島県いわき市     | 職員              | 2           |
| 185 | 23.02.09 | 岐阜県美濃加茂市    | 議員              | 12          |
| 186 | 23.06.07 | 宮崎県宮崎市      | 議員              | 6           |
| 187 | 23.07.04 | 北海道札幌市      | 議員              | 5           |
| 188 | 23.07.05 | 大阪府豊中市      | 議員              | 9(他随 1)     |
| 189 | 23.07.06 | 静岡県藤枝市      | 職員              | 3           |
| 190 | 23.08.04 | 静岡県浜松市      | 職員              | 2           |
| 191 | 23.08.04 | 鹿児島県西之表市    | 職員              | 4(他県職員 1)   |
| 192 | 23.08.05 | 福岡県北九州市     | 職員              | 2           |
| 193 | 23.08.08 | 京都府城陽市      | 議員              | 7(他随 1)     |
| 194 | 23.08.10 | 広島県呉市       | 議員              | 9(他随 2)     |
| 195 | 23.08.24 | 鳥取県鳥取市      | 職員              | 2           |
| 196 | 23.09.06 | 東京都多摩市      | 職員              | 2           |
| 197 | 23.09.08 | 高知県         | 職員              | 2           |
| 198 | 23.10.04 | 島根県松江市      | 議員              | 8(他随 1)     |
| 199 | 23.10.07 | 長野県千曲市      | 議員              | 8(他随 1)     |
| 200 | 23.10.07 | 大阪府豊中市      | 職員              | 2           |
| 201 | 23.10.11 | 愛知県豊川市      | 議員              | 3           |
| 202 | 23.10.13 | 石川県七尾市      | 議員              | 8(他随 1)     |
| 203 | 23.10.12 | 岡山県新見市      | 議員              | 7(他随 2)     |
| 204 | 23.10.19 | 新潟県燕市       | 議員              | 7(他随 1)     |
| 205 | 23.11.01 | 埼玉県戸田市      | 議員              | 6(他随 1)     |
| 206 | 23.11.09 | 滋賀県長浜市      | 職員              | 4           |
| 207 | 23.11.10 | 北海道大雪地区広域連合 | 職員              | 5           |
| 208 | 23.11.14 | 東京都三鷹市      | 議員              | 7(他随 2)     |
| 209 | 23.12.20 | 群馬県伊勢崎市     | 議員              | 3           |
| 210 | 23.12.22 | 愛知県半田市      | 議員              | 1           |
| 211 | 24.02.07 | 兵庫県三木市      | 議員              | 3           |
| 212 | 24.02.08 | 大分県中津市      | 議員              | 7           |
| 213 | 24.02.16 | 愛知県豊田市      | 議員              | 1           |
| 214 | 24.02.20 | 鳥取県倉吉市      | 議員              | 8           |
| 215 | 24.02.21 | 栃木県足利市      | 議員              | 3           |
| 216 | 24.03.08 | 福岡県古賀市      | 職員              | 1           |
| 217 | 24.05.08 | 千葉県八街市      | 議員              | 14(他随 2)    |
| 218 | 24.05.10 | 高知県高知市      | 議員              | 2           |

|     |          |                     |    |          |
|-----|----------|---------------------|----|----------|
| 219 | 24.05.16 | 東京都調布市              | 議員 | 1        |
| 220 | 24.05.21 | 新潟県胎内市              | 議員 | 6(他随 1)  |
| 221 | 24.05.28 | 愛知県春日井市             | 議員 | 2        |
| 222 | 24.07.05 | 神奈川県伊勢原市            | 議員 | 7(他随 1)  |
| 223 | 24.07.10 | 佐賀県伊万里市             | 議員 | 8(他随 1)  |
| 224 | 24.07.13 | 神奈川県小田原市            | 職員 | 1        |
| 225 | 24.07.19 | 北海道芽室町              | 職員 | 4        |
| 226 | 24.07.19 | 北海道豊富町              | 職員 | 3        |
| 227 | 24.07.23 | 兵庫県尼崎市              | 議員 | 4        |
| 228 | 24.07.26 | 長野県長野市              | 議員 | 5        |
| 229 | 24.07.30 | 秋田県横手市              | 議員 | 1        |
| 230 | 24.08.10 | 大阪府摂津市              | 議員 | 6(他随 2)  |
| 231 | 24.10.01 | 愛知県日進市              | 議員 | 1        |
| 232 | 24.10.04 | 京都府福知山市             | 議員 | 6(他随 1)  |
| 233 | 24.10.19 | 富山県魚津市              | 議員 | 6(他随 2)  |
| 234 | 24.10.23 | 長野県坂城町・飯綱町・飯山市      | 議員 | 3        |
| 235 | 24.11.07 | 山形県東根市              | 議員 | 4        |
| 236 | 24.11.16 | 愛知県日進市              | 議員 | 3        |
| 237 | 24.12.12 | 長崎県大村市              | 職員 | 1        |
| 238 | 25.01.23 | 山形県鶴岡市              | 議員 | 3        |
| 239 | 25.01.25 | 愛知県蒲郡市              | 議員 | 3        |
| 240 | 25.01.30 | 茨城県牛久市              | 議員 | 6(他随 1)  |
| 241 | 25.02.07 | 岩手県盛岡市              | 議員 | 2        |
| 242 | 25.02.15 | 北海道恵庭市              | 職員 | 1        |
| 243 | 25.04.23 | 滋賀県大津市              | 議員 | 5        |
| 244 | 25.07.10 | 愛媛県新居浜市             | 議員 | 7(他随 2)  |
| 245 | 25.07.16 | 愛媛県西予市              | 議員 | 6(他随 3)  |
| 246 | 25.07.24 | 滋賀県野洲市              | 職員 | 3        |
| 247 | 25.07.25 | 千葉県香取市              | 議員 | 8(他随 2)  |
| 248 | 25.07.26 | 愛知県津島市              | 議員 | 6(他随 2)  |
| 249 | 25.08.09 | 富山県南砺市              | 議員 | 9        |
| 250 | 25.10.07 | 愛知県一宮市              | 議員 | 9(他随 4)  |
| 251 | 25.10.08 | 大分県日田氏              | 議員 | 6(他随 2)  |
| 252 | 25.10.01 | 茨城県つくば市             | 職員 | 7        |
| 253 | 25.11.13 | 石川県小松市              | 議員 | 6(他随 1)  |
| 254 | 25.11.08 | 埼玉県神川町              | 議員 | 12(他随 1) |
| 255 | 25.10.23 | 福岡県みやま市             | 議員 | 6(他随 1)  |
| 256 | 25.10.21 | 高知県土佐市              | 議員 | 8(他随 1)  |
| 257 | 25.10.10 | 福井県敦賀市              | 議員 | 7(他随 1)  |
| 258 | 25.10.30 | 山口県下関市              | 議員 | 1(他随 1)  |
| 259 | 25.10.22 | 熊本県合志市              | 職員 | 2        |
| 260 | 25.11.11 | 千葉県<br>市川市、鎌ヶ谷市、浦安市 | 議員 | 3        |
| 261 | 25.10.23 | 福岡県みやま市             | 議員 | 5(他随 1)  |
| 262 | 25.11.13 | 石川県小松市              | 議員 | 6(他随 1)  |



|     |          |                  |    |         |
|-----|----------|------------------|----|---------|
| 263 | 25.11.19 | 佐賀県伊万里市          | 議員 | 4       |
| 264 | 25.10.24 | 愛知県安城市           | 職員 | 1       |
| 265 | 25.11.07 | 愛知県長久手市          | 職員 | 6       |
| 266 | 26.02.06 | 新潟市社会福祉協議会       | 職員 | 4       |
| 267 | 26.05.21 | 埼玉県児玉郡神川町        | 職員 | 7~8     |
| 268 | 26.06.16 | 日本テレビ            | 職員 | 2       |
| 269 | 26.07.04 | 石川県健康福祉部(講師登壇)   | 職員 | 80      |
| 270 | 26.07.22 | 山口県下松市           | 議員 | 11      |
| 271 | 26.07.25 | 吉祥寺西地域福祉活動推進協議会  | 職員 | 25      |
| 272 | 26.07.25 | 北海道音更町地域包括支援センター | 職員 | 2       |
| 273 | 26.07.31 | 宮城県女川町           | 議員 | 9       |
| 274 | 26.08.01 | 長野県中野市           | 議員 | 6(他随1)  |
| 275 | 26.08.05 | (株)道銀地域総合研究所     | 職員 | 2       |
| 276 | 26.08.08 | 山口県光市            | 職員 | 4       |
| 277 | 26.08.29 | 神奈川県藤沢市          | 議員 | 1       |
| 278 | 26.09.29 | 山口大学大学院          | 学生 | 1       |
| 279 | 26.10.07 | 北海道釧路郡釧路町        | 職員 | 2       |
| 280 | 26.10.07 | 沖縄県糸満市           | 議員 | 5       |
| 281 | 26.10.09 | 佐賀県鳥栖市           | 職員 | 2       |
| 282 | 26.10.09 | 宮城県利府町           | 議員 | 8       |
| 283 | 26.10.15 | 富山県砺波市           | 議員 | 8       |
| 284 | 26.10.27 | 三重県伊勢市           | 議員 | 4       |
| 285 | 26.11.05 | 長野県東御市           | 職員 | 7       |
| 286 | 26.12.   | 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町      | 職員 |         |
| 287 | 27.01.20 | 広島県府中市           | 議員 | 8       |
| 288 | 27.02.19 | 千葉県長生村社会福祉協議会    | 職員 | 30      |
| 289 | 27.02.03 | 滋賀県草津市草津未来研究所    | 職員 | 1       |
| 290 | 27.02.20 | 三重県伊勢市           | 職員 | 4       |
| 291 | 27.03.10 | 北海道足寄郡足寄町        | 職員 | 3       |
| 292 | 27.06.08 | 東京都武蔵野市          | 職員 | 3       |
| 293 | 27.07.17 | 特別区協議会           | 職員 | 4       |
| 294 | 27.07.23 | 広島県福山市           | 議員 | 10(他随2) |
| 295 | 27.08.20 | 慶応義塾大学           | 学生 | 1       |
| 296 | 27.09.08 | 日経BPクリーンテック研究所   | 職員 | 12      |
| 297 | 27.10.07 | 千葉県富里市           | 議員 | 9(他随3)  |
| 298 | 27.10.21 | 北海道幕別町           | 議員 | 7(他随2)  |
| 299 | 27.10.28 | 北海道長沼町           | 議員 | 9       |
| 300 | 27.10.30 | 愛知県半田市           | 議員 | 7(他随2)  |
| 301 | 27.11.11 | 福岡県春日市           | 議員 | 6(他随1)  |
| 302 | 27.11.17 | 新潟県湯沢町           | 議員 | 9(他随2)  |
| 303 | 28.01.14 | 北海道帯広市           | 職員 | 5       |
| 304 | 28.02.10 | 岡山県早島町           | 議員 | 10(他随1) |
| 305 | 28.04.28 | 厚生労働省            | 職員 | 3       |
| 306 | 28.05.12 | 福岡県志免町           | 議員 | 9       |
| 307 | 28.05.19 | 北海道美幌町           | 議員 | 8       |

|     |          |                        |      |    |
|-----|----------|------------------------|------|----|
| 308 | 28.06.21 | 株式会社リクルート住まいカンパニー      | 社員   |    |
| 309 | 28.06.28 | 厚生労働省                  | 職員   | 4  |
| 310 | 28.06.29 | 岩手県奥州市                 | 職員   | 4  |
| 311 | 28.07.07 | 新潟県燕市                  | 議員   | 10 |
| 312 | 28.07.20 | 石川県白山市                 | 議員   | 9  |
| 313 | 28.08.10 | 福島県須賀川市                | 職員   | 2  |
| 314 | 28.09.12 | 京都大学財政研                | 学生   | 18 |
| 315 | 28.10.06 | 岐阜県垂井町                 | 職員   | 4  |
| 316 | 28.10.19 | 登別市社会福祉協議会             | 職員   | 3  |
| 317 | 28.10.24 | 熊本県菊池市                 | 議員   | 8  |
| 318 | 28.11.01 | 愛知県大府市                 | 議員   | 8  |
| 319 | 28.11.09 | 岡山県玉野市                 | 議員   | 10 |
| 320 | 28.11.16 | 長野県宮田村                 | 議員   | 6  |
| 321 | 28.11.22 | 宮崎県木城町                 | 議員   | 7  |
| 322 | 28.12.20 | 東京都中野区                 | 議員   | 5  |
| 323 | 29.01.27 | 岩手県釜石市                 | 議員   | 2  |
| 324 | 29.01.30 | 宮崎県えびの市                | 議員   | 7  |
| 325 | 29.02.07 | 富山テレビ                  | 社員   |    |
| 326 | 29.06.01 | 岩沼市民生児童委員              | 民生委員 | 36 |
| 327 | 30.04.19 | NHK                    | 社員   | 1  |
| 328 | 30.04.26 | NHK                    | 社員   | 3  |
| 329 | 30.05.16 | 宮城県亘理町                 | 議員   | 7  |
| 330 | 30.05.22 | 香川県観音寺市                | 議員   | 7  |
| 331 | 30.07.17 | 兵庫県                    | 議員   | 1  |
| 332 | 30.07.18 | 愛知県扶桑町                 | 議員   | 8  |
| 333 | 30.08.08 | 愛知県豊田市                 | 議員   | 2  |
| 334 | 30.10.09 | 愛知県額田郡幸田町              | 職員   | 2  |
| 335 | 30.10.10 | 福島県本宮市                 | 職員   | 5  |
| 336 | 30.10.17 | 静岡県三島市                 | 議員   | 2  |
| 337 | 30.10.18 | 日立システムズ                | 社員   | 5  |
| 338 | 30.10.29 | 九州産業大学経済学部             | 准教授  | 1  |
| 339 | 30.10.31 | 宮城県蔵王町                 | 議員   | 7  |
| 340 | 30.11.13 | 大阪府泉佐野市                | 議員   | 11 |
| 341 | 30.11.14 | 山口県美祢市                 | 議員   | 5  |
| 342 | 31.01.21 | 台湾私立朝陽科技大学             | 准教授  | 1  |
| 343 | 31.01.25 | 沖縄県那覇市                 | 議員   | 7  |
| 344 | 31.03.14 | 宮崎県小林市                 | 職員   | 5  |
| 345 | 31.05.13 | SOMPO Digital Lab, Inc | CEO  | 1  |
| 346 | 01.07.16 | 関東信越厚生局・関東経済産業局        | 職員   | 5  |
| 347 | 01.08.29 | 船橋市ボランティア団体            | 市民   | 10 |
| 348 | 01.10.03 | 東三河広域連合議会              | 議員   | 15 |
| 349 | 01.10.09 | 山形県米沢市                 | 議員   | 9  |
| 350 | 01.10.29 | 静岡県静岡市                 | 議員   | 2  |
| 351 | 01.11.08 | 沖縄県豊見城市                | 議員   | 8  |
| 352 | 01.11.14 | 静岡県富士市                 | 議員   | 4  |

|     |          |          |       |   |
|-----|----------|----------|-------|---|
| 353 | 02.01.08 | デロイトトーマツ |       | 1 |
| 354 | 02.01.30 | 海城中学2年生  | 学生    | 1 |
| 355 | 02.02.04 | 大阪府箕面市   | 議員・職員 | 9 |

※網掛けは職種が議員の団体

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～令和3年度の運用状況について～

---

令和4年 8月発行

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111 (代表)

F A X 042-377-5677 (代表)

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>